

和泉個審答申第 8 号

平成 27 年 6 月 26 日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会

会 長 松 田 聰 子

マイナンバー法の制定に伴う和泉市個人情報保護条例の改正について（答申）

平成 27 年 2 月 4 日付け和泉総第 2440 号で諮問のあったみだしの件について、下記のとおり答申します。

本答申を踏まえて和泉市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）の改正を行い、適正な個人情報の保護措置を講ずるよう求めます。

記

1 改正の必要性について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）が制定され、そこにおいては社会保障、税、災害対策の分野において関係機関で活用される特定個人情報（個人番号を含む個人情報）及び情報提供等記録（関係機関同士で照会、提供を行う履歴に係る情報）について、通常の個人情報よりも更に厳格な保護措置が定められた。

ところが、地方公共団体については、同法は直接の保護措置を定めていないが、同法は、その趣旨を踏まえて、個人情報の適正な取扱いを確保し、開示、訂正、利用の停止等に関して必要な措置を講ずることを地方公共団体に要請している。

このため、特定個人情報及び情報提供等記録について、市においても国の機関に準じた取扱いをするよう、保護条例を改正する必要がある。

2 各諮問項目に係る意見

(1) 改正の方針について

マイナンバー法に基づく個人番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）は全国的な制度であり、特定個人情報及び情報提供等記録について市独自の取扱いをすることはなじまないため、国の機関と同様の保護措置を講ずるとしている。本審査会としては、この点

について異論はないものである。

(2) 目的外利用及び外部提供が認められる場合について

本項目は、個人情報を目的外利用し、又は外部提供することを制限する規定について、特定個人情報及び情報提供等記録の取扱いを定めることに関する諮問である。

改正案は、保護条例に第9条の2から第9条の4までの規定を設け、特定個人情報の目的外利用ができる場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合のうち、本人の同意がある場合又は本人の同意が困難な場合に限定し、さらにこれらの場合であっても、本人等の権利利益を不当に侵害する場合はできないとしている。情報提供等記録については、個人情報取扱事務以外の目的外利用を一切認めないこととし、また、外部提供についても、マイナンバー法に規定がなければ提供できないこととしている。

特定個人情報は、社会保障、税、災害対策等の分野で使用され、日常生活への影響が大きいため、万一悪用された場合には、重大なプライバシーの侵害を引き起こすものである。マイナンバー法においても一般の個人情報より厳格な保護措置が設けられており、市もこれと同様の保護措置としてこのような規定を設けることは、妥当であると認められる。

(3) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の扱いについて

本項目は、市が保有する個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求ができる場合並びに請求権者等について、特定個人情報及び情報提供等記録の取扱いを定めることに関する諮問である。

保護条例第20条、第23条及び第24条では、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の代理請求は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人のみ認めているが、改正の案は、特定個人情報については、これに加えて任意代理人による請求を認めることとしている。

特定個人情報について厳格な保護措置を講ずる必要があるのは前述のとおりであるが、日常生活において利用することも多く、国と同様に利便性の向上のために任意代理人による請求を認めることは、妥当であると認められる。

なお、資料の保護条例素案の第20条の規定は、改正の趣旨と異なるよう解釈できるおそれがあることから、特定個人情報については新たな項を設けて規定する等、工夫する必要がある。

(4) マイナンバー制度変更時の対応について

マイナンバー制度については、本年10月に個人番号が通知される予定であるが、個人番号カードの交付は翌年1月から、情報提供ネットワークシステムにおけるデータの

やり取りについては平成29年1月からと運用開始まで期間があり、今後制度変更等が行われる可能性もあり得るものである。

マイナンバー制度開始の際、制度変更等により今回の改正内容では個人情報保護上、十分でない箇所等が生じた場合その他問題が発生した場合には、速やかに条例等の改正を行うこと等、必要な個人情報の保護措置を講ずるよう求めるものである。

以上

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
平成27年 2 月 4 日	諮問書の受理
平成27年 2 月 4 日	審査会開催 ・事務局からの説明 ・質疑応答 ・審議
平成27年 3 月 5 日	審査会開催 ・事務局からの説明 ・質疑応答 ・継続審議
平成27年 6 月 26日	実施機関への答申